

---

---

エネルギー回収型廃棄物処理施設建設・運営事業  
入札説明書等に関する質問回答書（第1回）

---

---

平成28年12月6日

天山地区共同環境組合

1 入札説明書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1-1	5	第2章	8	(2)	イ生活環境影響調査の実施	「なお、「生活環境影響調査書」は、平成29年3月作成予定であるため、本入札に係る参加資格を有する入札参加者に対して「生活環境影響調査書（案）」の閲覧を行う。」とありますが、閲覧可能な時期をご教示願います。	平成29年1月上旬から評価書（案）を縦覧予定です。縦覧とあわせて評価書（案）を組合ホームページに掲載する予定です。組合ホームページからダウンロードのうえご覧ください。
1-2	9	第3章	2	(2) (3)	イ	「監理技術者制度運用マニュアル」（平成16年3月1日付け国総建第318号）に基づき、監理技術者の専任は仮設工事を含む現地工事着手時点からとし、契約締結後、現場施工に着手するまでの期間は専任を免除されるものと解釈して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
1-3	9	第3章	2	(2), (3)	各業務を行う者の要件	「建築工事業」及び「清掃施設工事業」の双方の監理技術者資格者証を有する者を兼任で配置することは可能でしょうか。	可とします。
1-4	11	第3章	6	(1)	予定価格	弊社が提出した当該事業に係る見積等調査における見積額に対し、今回の予定価格が相当に乖離していることより、本事業への参加について再考している状況ですが、この予定価格の見直しはお考えではないでしょうか。	見直しはしません。
1-5	11	第3章	6	(1)	予定価格	公表されている予定価格は、設計・建設業務と運営業務の総額となっておりますが、設計・建設業務価格の上限額の公表はありませんでしょうか。	設計・建設業務に係る対価の上限額は設定していません。
1-6	14	第4章	2	(4)	契約保証金（ア、イ）	契約保証金は、建設工事請負契約書（案）第4条および運営業務委託契約書（案）第3条に基づく対応でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
1-7	16	第5章	1	(5)	参加資格確認申請書類の提出	正本は原紙、副本はコピーと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
1-8	16	第5章	1	(5)	参加資格確認申請書類の提出	正本1部、副本1部を提出とありますが、副本は正本のコピーとし、捺印は正本のみとの理解で宜しいでしょうか。	正本（押印）をコピーしたものを副本として提出してください。
1-9	17	第5章	1	(8)	イ 事前資料提出	「また、対面的対話の際には、・・・・・・補足資料（全体配置予定説明図、動線計画説明図等）の提出を求める予定である。提出資料の内容及び提出期日は、別途入札参加者に通知する。」とありますが、事前の準備がありますので、提出資料の内容等については事前にご提示願います。	参加資格を有することを確認した入札参加者に対して、極力早く通知します。
1-10	21	第6章	1	(3) (4)	予定する建設事業者の構成 予定する運営事業者の構成	入札時まで「J」V構成したい場合、もしくは本書類を提出後に構成員の変更等を行うことは可能でしょうか。	原則変更は認めません。ただし、入札説明書P8、1入札参加者の構成等（6）に記載のとおり、特段の事情があると本組合が認めた場合は、この限りではありません。
1-11	21	第6章	3	-	入札提案書類	提案書提出部数が各13部（正本1部、副本11部）と記載されておりますが、これを各13部（正本1部、副本12部）と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
1-12	21	第6章	3		入札提案書類	提案書の提出部数は、各13部（正本1部、副本11部）となっておりますが、各13部（正本1部、副本12部）との理解で宜しいでしょうか。	No. 1-11をご参照ください。
1-13	21	第6章	3		提出書類部数	提案図書の部数が各13部（正本1部、副本11部）となっておりますが、副本12部と読みかえてよろしいでしょうか。	No. 1-11をご参照ください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
1-14	22	第6章	3	(4)	ウ 図面 (3) その他、提案する 構造物等に関する図 面	提案する構造物等に関する図面に記載する内容をご教示ください。	工場棟、管理棟以外の構造物の平面図、断面図、立面図をご提出ください。
1-15	22	第6章	3	(4)	ウ 図面	建築仕上表及び建築面積表について、用紙のサイズ指定がされておりましたが、他図面と同様【A3縦横】と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
1-16	24	第7章	2	(1)		「参加資格確認申請書（様式第6号）を表紙として、提出書類を所定の順番でまとめ、A4版・縦・左綴じとして正本1部、副本1部を提出」とありますが、様式第6号から様式第9号までおよびそれぞれの添付書類をまとめて綴じ、参加表明書（様式第3号）、代表企業及び協力企業一覧表（様式第4号）、予定する建設事業者の構成（様式第5号-1）及び予定する運営事業者の構成（様式第5号-2）は綴じずに個別で、それぞれを正本、副本各1部提出すると考えてよろしいでしょうか。	第3号様式から第9号様式（各添付資料を含む）をひとまとめに綴じてご提出ください。
1-17	24	第7章	2	(1)		「参加資格確認申請書（様式第6号）を表紙として、提出書類を所定の順番でまとめ、A4版・縦・左綴じとして正本1部、副本1部を提出」とありますが、紙ファイル等を使用して綴じることによろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
1-18	25	第7章	6	(1)	ア 基本的考え方 イ リスク分担	「原則として事業者が負う。」と記載がありますが、イ) 記載の、別添資料) リスク分担表に基づくと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
1-19	26	第7章	6	(2)	ア	建物総合損害共済は、運営期間中は継続加入いただけると考えて宜しいでしょうか。また保証内容およびその他加入予定保険をご教示願います。	前段はお見込みのとおりです。 後段は全国市有物件災害共済会のホームページをご参照ください。その他の保険に加入する予定はありません。
1-20	26	第7章	6	(4)	要求水準書範囲外の 提案について	「要求水準書に規定されている内容以外の提案」の定義が少々不明確なのですが、要求水準とは本事業の実施にあたり最低限の水準が示されているものと認識しておりますため、細かなものも含めずと提案書においては相当数の項目が要求水準以上のものとして挙げられると想定いたします。 このため、本項目で謳われているものは、要求水準以外の内容の中でも提案の可否によって金額に反映される提案についてと捉えてよろしいでしょうか。	要求水準書に記載のない構造物や設備、運営業務内容等を指すものとお考えください。 なお、要求水準書に記載されている内容について、要求水準を上回る提案を妨げるものではありません。 また、提案された項目は、組合の指示により、応札金額内で実施していただきます。
1-21	26	第7章	6	(5)	電力に係る契約の契約者及び電力料金の算定について	九州電力株式会社の担当部署、担当者等を把握していれば、ご教示願います。	現時点では把握していません。 担当は佐賀営業所となります。
1-22	26	第7章	6	(7)	ア、イ、ウ	現在稼働中の焼却炉運転人員および地元在住率をご教示願います。	多久市清掃センターでは、運転員は5名で地元在住率は80%です。
1-23	32	別紙3	3	(2)	運営業務に係る対価	平成32年1月～3月は教育期間となり、運営事業者から教育を受ける人員を配置しますが、この準備期間の件費等の費用についての支払はないと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。組合から運営事業者への委託料の支払いは平成32年4月以降となります。 なお、ご質問の期間における運営事業者への支払いは、建設事業者が行うこととなります。建設工事請負契約書（案）第31条の2をご確認ください。

2 要求水準書に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
2-1	4	第1部 第1章	第2節	2.2	(1)処理対象物の受入れ	動物死体個体の大きさはどの程度までを受入れ可能と想定していますか。また、中型犬を超える大きさを受入れ対象とした場合、動物専焼炉の設置を検討してもよろしいでしょうか。(P29とも) 動物専焼炉の設置が不可の場合、外部委託を計画してもよろしいでしょうか。	1m超のサイズの個体が年数回搬入される可能性があります。 専焼炉は想定していません。 外部委託は可としますが、可能な限り本施設で処理してください。ただし外部委託費は運営事業者の負担とします。
2-2	4	第1部 第1章	第2節	2.2	(1)処理対象物の受入れ	構成市が搬入する犬・猫、いのしし等の動物死体とありますが、どのような荷姿で持ち込まれるのでしょうか(衛生管理上)。また最大寸法以上のものは持ち帰って頂くとの理解で宜しいでしょうか。	荷姿は箱等に入れて持ち込まれます。 No. 2-1をご参照ください。
2-3	4	第1部 第1章	第2節	2.2	(1)処理対象物の受入れ	犬・猫・いのしし等の動物死体について、想定される最大寸法を提示願います。	No. 2-1をご参照ください。
2-4	4	第1部 第1章	第2節	2.2	(1)処理対象物の受入れ	過去の実績より、動物死体の1日最大受入数をご教示願います。	年間量から各社で想定してください。
2-5	4	第1部 第1章	第2節	2.2	(1)処理対象物の受入れ	「運営事業者は、受入供給設備において構成市の受入対象物を基に、目視検査等を行い、・・・搬入禁止物が確認された場合には搬入者へ返却する。」とありますが、収集車両(直営、委託)は除いて、収集車両(許可)のみを目視確認を行うものと考えて宜しいでしょうか。	運営事業者に対して搬入禁止物の監視義務を課しています。 収集車両を含めて本施設に搬入禁止物が搬入されない取組みをご提案ください。
2-6	4	第1部 第1章	第2節	2.2	(3)エネルギーの有効利用	熱回収率10%については基準ごみ時に達成すると考えてよろしいでしょうか。弊社認識が異なる場合には、条件をご教示願います。	循環型社会形成推進地域計画の交付要件を充足するようご提案ください。なお、性能試験時に熱回収率10%の達成状況を確認する予定です。
2-7	4	第1部 第1章	第2節	2.2	(3)エネルギーの有効利用	「熱回収率10%」とありますが、基準ごみ・2炉運転時(冬季)の条件で達成する計画でよろしいでしょうか。	No. 2-6をご参照ください。
2-8	4	第1部 第1章	第2節	2.2	(3)エネルギーの有効利用	熱回収率の計算はエネルギー回収推進施設の計算手法(発電/熱利用の等価係数0.46を乗じない)としてもよろしいでしょうか。 また熱回収率に含める余熱利用として、燃焼用空気予熱、排ガス再加熱、白煙防止空気加熱、場内冷暖房、給湯等としてよろしいでしょうか。	本地域は過疎地域であり、平成25年度までの「エネルギー回収推進施設」の交付要件となります。交付要綱に従ってください。
2-9	4	第1部 第1章	第2節	2.2	(4)焼却灰等貯留、運搬及び処理	焼却灰は全量セメント原料化とし、飛灰は資源化とする。とありますが、焼却灰について、セメント原料化の実施先をご教示願います。また、焼却灰の受け入れについての制限などあればご教示願います。飛灰について、資源化を行う実施先および資源化の方法が決まっていたらご教示願います。また、飛灰の資源化先での受入れの制限などありましたらご教示願います。	委託先は検討中です。
2-10	4	第1部 第1章	第2節	2.2	(4)運営に係る業務	「本施設外で処分する必要のある廃棄物」と記載されておりますが、焼却灰及び飛灰処理物以外に貴組合で想定されるものをご教示願います。また、「本組合の指定する場所まで運搬」とは、敷地内の指定場所と考えてよろしいでしょうか。	前段は、搬入禁止物を想定しています。 後段は要求水準書に従い、組合が処理すべきものはお見込みのとおりです。
2-11	4	第1部 第1章	第2節	2.2	(4)焼却灰等の貯留、運搬及び処理	「本組合の指定する場所まで運搬」とありますが、指定する場所とは本工事敷地内と考えてよろしいでしょうか。	No. 2-10をご参照ください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
2-12	5	第1部 第1章	第3節	3.1	(2)生活環境影響調査の実施	「なお、民間事業者は、本組合が作成した「生活環境影響調査書」の内容を遵守するものとする」とありますが、遵守すべき内容の記載がありませんので計画排ガス量等の情報がありましたらご教示願います。	生活環境影響調査の公表はNo. 1-1をご参照ください。 なお、排ガス量は2016.8.31付けでご提出いただいた全社の見積図書で設定された排ガス量を充足できるよう設定しています。
2-13	5	第1部 第1章	第3節	3.1	(2)生活環境影響調査の実施	生活環境影響調査の資料をご提供願います。	No. 2-12をご参照ください。
2-14	5	第1部 第1章	第3節	3.1	(2)事前業務	生活環境影響調査における排ガス条件（排ガス量）をご教示いただけませんか。	No. 2-12をご参照ください。
2-15	7	第1部 第2章	第1節	1.2	地形・地質	「業務範囲の一環として事業用地の地形・地質調査等を必要に応じて実施するものとする。」とありますが、この追加の調査の目的は、建屋等の基礎構造を決定するためのものであり、未確認の坑道等の存在を調査・確認するものであると考えて宜しいでしょうか。	建屋等の基礎構造を決定するためのものであり、未確認の坑道等の存在を調査・確認するものではありません。
2-16	7	第1部 第2章	第1節	1.2	地形・地質	追加の調査で坑道等の地中空隙の存在が確認された場合、その坑道に関する追加調査や閉塞工事は別途工事と考えて宜しいでしょうか。 また、それに掛る工事期間は、本工事の契約工事期間が延長されるものと考えて宜しいでしょうか。	前段はお見込みのとおりです。 後段の契約工事期間の延長は協議とします。組合としては可能な限り工期を遵守したいと考えています。 なお、坑道を避けて設計してください。
2-17	7	第1部 第2章	第1節	1.5		電気、上水道、下水道等の工事負担金の算出に当たり、電力会社や多摩市市役所水道課や下水道係等に問い合わせをしても宜しいでしょうか。尚、問い合わせができない場合には、工事負担金について有用な情報（概算金額等）があればご教示願います。	可とします。
2-18	8	第1部 第2章	第1節	1.5	(1)電気	「工事負担金は建設業者が負担する」と記載されておりますが、敷地境界近傍に電力柱（高圧）があるため、工事負担金はないものとして計画しますがよろしいでしょうか。	ご経験からご判断ください。
2-19	8	第1部 第2章	第1節	1.5	(2)上水道	「深度1,430cm」とありますが、1,430mmの誤記ではないでしょうか。	誤記です。訂正します。
2-20	8	第1部 第2章	第1節	1.5	(4)排水	生活排水は処理後下水道放流とのことですが、ガス冷却噴霧水等場内再利用してもよろしいでしょうか。（P33, 67, 109とも）	可とします。 ただし、下水道接続は必須とします。
2-21	9	第2部 第1章	第1節	1.1	(3)その他工事	対象業務範囲に「(3)その他工事」の記載がありますが具体的な業務としてどういったものを想定されていますか。ご教示願います。	事業者から提案されるその他工事を想定しています。
2-22	16	第2部 第2章	第2節	2.9	地中障害物	解体撤去工事での未施工分が発見された場合、その解体撤去は工事範囲外と考えてよろしいでしょうか。	未施工分はないと想定していますが、発見された場合は組合と協議を行います。 ただし、既存の排水管が残存する予定です。（別添1をご参照ください。）敷地西側の溜桝、ヒューム管（赤色範囲）は北部の温浴施設及び西部のリサイクル施設からの雨水も併せて排水する計画であり、事業期間（設計・建設期間・運営期間）を通じて、その機能を維持することが必要です。 なお、造成時には排水管の付け替えが必要になる場合があります。
2-23	16	第2部 第2章	第2節	2.9	地中障害物	予期せぬ坑道が発見された場合、坑道埋戻し等の処置、対策は別途工事とさせていただけないでしょうか。	別途工事とします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
2-24	16	第2部 第2章	第2節	2.9	地中障害物	「工事の施工に当たり、障害となる地中障害物は、建設事業者の負担により適切に処分する。」と有りますが、地中障害等の見えないものについては想定は困難です。コストに見込む必要のある障害物の仕様・数量をご教示願います。	地中障害物はないと想定しますが、予期しない大型の地中障害物が発見された場合は組合と協議を行います。
2-25	16	第2部 第2章	第2節	2.9	地中障害物	解体工事が現在進行中ですが、本工事着手時に残置されている構造物（擁壁・囲障類・インフラ等）をご教示願います。	No. 2-22をご参照ください。
2-26	16	第2部 第2章	第2節	2.9	地中障害物	解体工事にて構造物撤去後の埋戻し部には、解体残渣物や汚染物等が一切ないものと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-27	16	第2部 第2章	第2節	2.9	地中障害物	建設工事に伴い発生する残土を場内で全量処分可能かの判断を行う上で、解体工事完了後の本工事の工事範囲部の整地状況（整地レベル図等）をご教示願います。	概ね平らに整地する計画です。 なお、整地高さはFH=76mよりも多少低くなる見込みです。
2-28	16	第2部 第2章	第2節	2.10	電波障害発生の防止	煙突等の形状を考慮しても障害が発生する場合、対策工事は別途工事とさせていただけないでしょうか。	要求水準書とおりとします。
2-29	19	第2部 第2章	第4節	(6)	現場管理	「工事現場全体の安全のため、建設地のみならず、事業用地内の必要な箇所に交通誘導員を配置し、事業用地の管理を行う。」とありますが、添付資料11に記載の新設の進入道路と市道接続部に第三者防護のための交通誘導員を現場工事期の通期配置とし、その他は任意配置と考えて宜しいでしょうか。 また、開示されている資料の他に周辺住民との協定書等参考になる資料がございましたらご教示願います。	前段はお見込みのとおりです。 後段は現時点ではありませんが、地元と組合、事業者の3者で協定を締結する見込みです。
2-30	22	第2部 第3章	第2節	2.2	試運転	試運転期間には負荷単体試験、I/0チェックを含めるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-31	25	第2部 第2章	第3節	3.2	(2)性能保証事項	表2-3-1の4主灰の熱しゃく減量と含水率は、サンプリング場所が灰搬出装置出口となっていますが、備考欄に加湿前と記載があります。加湿前の主灰を採取するには灰押出装置手前での作業となり、非常に危険です。灰押出装置にて加湿後、灰搬出装置出口でのサンプリングでよろしいでしょうか。	可とします。 ただし、性能保証値である熱しゃく減量5%を達成してください。
2-32	25	第2部 第3章	第3節	3.2	表2-3-1 性能保証事項と試験 方法 No3 水質	プラント系排水を全量再利用（無放流）とした場合、保証値に記載の排水基準の項目、ダイオキシン類については、参考値と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-33	25	第2部 第2章	第3節	3.2	表2-3-1 性能保証事項と試験 方法 No4 主灰	主灰の熱しゃく減量については、備考に加湿前とありますが、保証値は加湿前の乾灰と考えて宜しいでしょうか。また、含水率の記載がありますが、含水率については保証値はないと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-34	25	第2部 第3章	第3節	3.2	表2-3-1 性能保証事項と試験 方法 No5 飛灰処理物	飛灰処理物の測定回数に2回/日・炉（1回/日・炉）と記載がありますが、飛灰処理物につきましては、炉毎の区別ができないため測定回数は、2回/日と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-35	26	第2部 第3章	第3節	3.2	(2)性能保証事項 表2-3-1 No9燃焼ガス温度等	保証値欄の「指定ごみ質の範囲内において850℃で2秒以上」との記載に対し、試験方法欄は「炉出口」のみと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
2-36	26	第2部 第2章	第3節	3.2	表2-3-1 性能保証事項と試験 方法 No13 非常用発電装 置	JIS B8041はガスタービンの受渡試験に適用する規格となります。非常 用発電機をディーゼルとした場合は適用外となるため、消防用設備等試 験結果報告書の様式に準じた試験方法とし、使用開始前の消防検査の合 格をもって性能試験に代えるものと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-37	27	第2部 第3章	第3節	3.5	教育訓練	教育訓練期間は試運転期間に含めてもよろしいでしょうか。	可とします。
2-38	29	第2部 第4章	第1節	1.2	搬入禁止物	「運営事業者は、排除した搬入禁止物を、自らの費用負担により運搬・ 処分する」とありますが、この場合、処分場所や処分方法については運 営事業者側で任意に設定できるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-39	29	第2部 第4章	第1節	1.2	搬入禁止物	各頁に2箇所ある「善良なる～運営事業者が明らかにした場合～負担す る」の運営事業者が明らかにする具体的事例をご教授願います。(P4と も)	運営事業者に対して搬入禁止物の監視義務を課しています。 応募者から提案される様々な搬入禁止物の監視策を講じても 排除することが出来なかったことを明らかにした場合です。
2-40	29	第2部 第4章	第1節	1.2	搬入禁止物	また、上記の場合、貴組合が指定する場所へ運搬しとありますが、現在 想定されている搬出箇所はありますでしょうか。	No. 2-10をご参照ください。
2-41	30	第2部 第4章	第1節	1.4	計画性状	低位発熱量は、可燃ごみと可燃残渣を混合した場合の数値と考えてよろ しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-42	32	第2部 第3章	第2節	2.10	(6) 灰出し設備	主灰の条件として、熱しやく減量基準、重金属溶出基準がありますが、 セメント原料化に必要となるその他条件があればご教示願います。	No. 2-9をご参照ください。
2-43	32	第2部 第4章	第2節	2.10	(6) 灰出し設備	灰出し設備にセメント原料化と記載がありますが、後段第3節3.2に記載 のある主灰、飛灰に関する基準のうちダイオキシン類の含有量基準を満 たす条件という理解で宜しいでしょうか。	No. 2-9をご参照ください。
2-44	32	第2部 第4章	第2節	2.10	(7) 飛灰処理方式	飛灰処理方式に資源化と記載がありますが、後段第3節3.2に記載のある 主灰、飛灰に関する基準のうちダイオキシン類の含有量基準を満たす条 件という理解で宜しいでしょうか。	No. 2-9をご参照ください。
2-45	32	第2部 第4章	第2節	2.11	(1) ゴミ収集車両 (2) 灰搬出車両	ゴミ収集車両：8tパッカー車および、灰搬出車両：主灰10t ダンプ車 (ロング、防水構造、電動天蓋付)、飛灰ジェットパッカー車(25t) の車両仕様・主要寸法(全長、全幅、車高、ホイールベース長、前後 オーバーハング長、最小回転半径等)をご教示願います。	ご経験からご判断ください。
2-46	32	第2部 第3章	第2節	2.11	(1) (2) 搬入出車両	想定されているゴミ収集車両と可燃残渣搬入車両の最大寸法(長さ×高 さ×幅)及び空車重量をご教示願います。	2～8tパッカー車から想定してください。
2-47	32	第2部 第3章	第2節	2.11	(3) 搬入出車両	想定されている主灰及び飛灰搬出車両の最大寸法(長さ×高さ×幅)及び 空車重量をご教示願います。	10t ダンプから想定してください。
2-48	32	第2部 第3章	第2節	2.11	(3) 搬入出車両	飛灰搬出車両は、①ジェットパッカー車(25t)、②10tダンプロング車、 ③13tウイング車の3車両と考えてよろしいでしょうか。	いずれかとなります。
2-49	32	第2部 第4章	第2節	2.11	搬入出車両	灰搬出車両の飛灰搬出車両において試運転期間中は、ジェットパッカー 車による搬出でしょうか。フレコンバックによる搬出の場合、薬剤混練 後フレコンバックに詰め込み、パレットに積載したままフォークリフト によりウイング車に積載する方法でよろしいでしょうか。	ジェットパッカー車による搬出、フレコンバックによる搬出 双方をできるよう想定してください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
2-50	32	第2部 第4章	第2節	2.11	(3)搬入出車量	試運転期間中の灰搬出はフレコンバックへの貯留という考えでよろしいでしょうか。	No. 2-49をご参照ください。
2-51	32	第2部 第4章	第2節	2.12	搬入形態	施設に搬入される廃棄物については、表2-4-4 本施設における搬入形態に基づき、手数料の徴収はないものと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-52	32	第2部 第4章	第2節	2.12	表2-4-4	手数料の徴収欄が空欄となっておりますが手数料の徴収は行わないと考えてよろしいでしょうか。	No. 2-51をご参照ください。
2-53	33	第2部 第4章	第2節	2.12	搬入形態	表2-4-5 平均/最大搬入台数（平成27年度実績）に記載のある直接搬入車両につきましては、表2-4-4 本施設における搬入形態に記載がないことから、直接搬入車両による搬入はないものと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-54	33	第2部 第4章	第3節	3.3	排水に関する基準	プラント系排水について、「できる限り再利用に努める」、P109では「極力再利用水として活用する」とありますが、場内で使い切れない余剰処理水が生じた場合、下水道放流は可能でしょうか。	プラント系排水の下水道放流は不可とします。
2-55	36	第2部 第5章	第2節	2.1	配置計画	計量棟は、工場棟もしくは管理棟と合棟で計画してもよろしいでしょうか。	可とします。
2-56	36	第2部 第5章	第2節	2.1	④残土処分	「搬入道路を含む造成工事にて発生する残土は、敷地内にて再利用すること。」と有りますが、敷地内で再利用が出来ない場合は場外への自由処分と考えて宜しいでしょうか。 また、組合様で残土を受入れていただける場所がございましたらご教示願います。	前段は、事業者自らの責任のもとで可とします。 後段は組合で把握している場所はありません。
2-57	45	第2部 第6章	第2節	2.1	(カ)ダンピングボックス	形式は[傾斜投入式]とありますが、弊社実績が多い傾胴式としても宜しいでしょうか。	[ ]書きは組合が標準と考えるものであり、協議により変更可と考えています。
2-58	48	第2部 第6章	第2節	2.2	(ア)ごみ投入ホッパ	ホッパ（〔冷却装置〕含む）とありますが、冷却装置の設置の可否及び形式については事業者提案と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-59	51	第2部 第6章	第2節	2.2	(オ)焼却炉	「炉体ケーシング表面温度は、原則として室温+40℃以下とする」とありますが、夏季における室温と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-60	51	第2部 第6章	第2節	2.2	(カ)助燃装置 (2)燃料移送ポンプ	「予備ボイラ及び非常用発電設備等への移送がある場合は、それぞれに必要な容量のポンプ及びサービスタンク等を設ける」とありますが、当社実績により燃料移送ポンプの吐出配管より貯留タンクヘリターン配管を設け各利用先に対して燃料ポンプ2基（交互運転）を共通で利用する方式にて計画させて頂いて宜しいでしょうか。	可とします。
2-61	52	第2部 第6章	第2節	2.3	(1)ガス冷却室	3)主要項目②噴霧流体で、プラント処理水（圧縮空気）とありますが、 (2)噴霧ノズルは各社自由のようです。圧縮空気とはノズルパーージェアのごとでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-62	52	第2部 第6章	第2節	2.2	(カ)助燃装置 (3)助燃バーナ (4)再燃バーナ	「焼却炉立ち上げ時にバーナのみで昇温できるもとすること。」とありますが、立上時にバーナのみでろ過式集じん器に通ガス可能温度まで昇温するとの解釈で宜しいでしょうか。	ごみの投入を行わず焼却炉内の温度を規定温度まで昇温できることを求めるものです。



No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
2-63	52	第2部 第6章	第2節	2.3	(ア)ガス冷却室	噴霧流体がプラント処理水（圧縮空気）となっていますが、噴霧ノズルが二流体でない場合には、圧縮空気は削除しても宜しいでしょうか。	No. 2-61をご参照ください。
2-64	54	第2部 第6章	第2節	2.5	(ウ)空気予熱器	空気予熱器の型式についてご指定ございませんが、各社提案として宜しいでしょうか。	提案可ですが、多管式を想定しています。
2-65	56	第2部 第6章	第2節	2.5	(ア)押込送風機	風量調整方式はインバータ制御及びダンパ制御とありますが、回転数制御の場合には、送風機出口の静圧が変動します。送風機風圧を確保するため「ダンパ制御のみ」とさせて頂いても宜しいでしょうか。	可とします。
2-66	57	第2部 第6章	第2節	2.5	(イ)3)②二次送風機	吸気箇所として「灰ピット」と記載されておりますが、ごみピットに変更する等、灰ピット以外の箇所としてもよろしいでしょうか。	可としますが、灰ピット室からの吸気もできるよう提案ください。
2-67	58	第2部 第6章	第2節	2.5	(オ)煙道	「鋼板厚 6mm以上」となっていますが、実績が多数ある4.5mmとさせて頂いていただけないでしょうか。	要求水準書とおとりとします。
2-68	59	第2部 第6章	第2節	2.5	(ク)煙突	「排ガス温度 170度程度」とありますが、P53 2.4 (ア) 減温塔に「出口排ガス温度 200℃以下」とありますので、同様に200℃以下でご提案させて頂いてよろしいでしょうか。	可とします。
2-69	60	第2部 第6章	第2節	2.5	(ク)煙突	「マンホールは、筒身1本につき2箇所以上」とありますが、メンテナンスに支障がなければ1箇所としてもよろしいでしょうか。	可とします。
2-70	60	第2部 第6章	第2節	2.5	(ク)煙突 4)特記事項 ⑧ガラルの材質	ガラルの材質がステンレス鋼と有りますが、ガラルの形式によってはステンレス製の製作が困難な場合がありますので、カラーアルミ製でも可と考えて宜しいでしょうか。	要求水準書とおとりとします。
2-71	62	第2部 第6章	第2節	2.6	(エ)飛灰処理設備	4)①「飛灰貯留サイロ」と記載がありますが、P65の(コ)飛灰搬出装置の項では「飛灰貯留ホッパ」との記載があります。同じ設備と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-72	64	第2部 第6章	第2節	2.6	(オ)灰クレーン	横行装置なしで灰ピット及び飛灰ピット全面カバーすること。とありますが、灰クレーンのバケット幅と灰ピットの幅を調整して計画し、横行装置の設置は不可という考えでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-73	65	第2部 第6章	第2節	2.6	(キ)4)②フレコン バッグ仮設装置	当該仮設装置でフレコンバッグへ充填する対象物は、飛灰処理物と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-74	65	第2部 第6章	第2節	2.6	(コ)3)ジェットパッカー車	飛灰貯留ホッパ（サイロ）容量を決定するにあたり、ジェットパッカー車の積載容量をご教示願います。	26m <sup>3</sup> （10t車）を想定しています。
2-75	66	第2部 第6章	第2節	2.7	給水設備	「給水方式は・・・非常時に機器の損傷に繋がらない範囲については圧力給水方式も可とする」とありますが、機器冷却関係ポンプは保安負荷となっているため給水系統すべてを圧力給水方式としてもよろしいでしょうか。	可とします。
2-76	66	第2部 第6章	第2節	2.7	(ア)主要水槽	高置水槽は自動給水ユニット方式を採用して、なしとしてもよろしいでしょうか。	可とします。
2-77	67	第2部 第6章	第2節	2.7	(ウ)ポンプ類	揚水ポンプを給水ユニット方式に変更してもよろしいでしょうか。	可とします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
2-78	68	第2部 第6章	第2節	2.9	電気設備	低圧配電盤は原則としてロードセンター方式とありますが、ロードセンター方式は将来の機器の増設や設備の変更といった際にユニット型であるため、制約を受けたりコスト上昇といった問題が多いので電磁集成型としてもよろしいでしょうか。	要求水準書とおりとします。
2-79	68	第2部 第6章	第2節	2.9	電気設備	制御はコントロールセンターによる、中央集中監視制御を基本としますが、電磁集成型でも同様の制御が可能であり、また、将来の機器の増設や設備の変更といった際にユニット型であるため、制約を受けたりコスト上昇といった問題が多いので電磁集成型としてもよろしいでしょうか。	要求水準書とおりとします。
2-80	68	第2部 第6章	第2節	2.9	電気設備	配電盤室下部には十分な広さの配電処理室を設けるとありますが、フリーアクセスと考えてもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-81	69	第2部 第6章	第2節	2.9	(イ)高圧受電設備	ここで記載のある「解釈」という文言は、「電気設備技術基準とその解釈」と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-82	70	第2部 第6章	第2節	2.9	(イ)高圧受電設備 (2)高圧受電盤 4)特記事項②	「使用機器の不燃化対策」と記載されておりますが、これは消防負荷の電気回路に対し、消防法で定められる対策を講じることと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-83	70	第2部 第6章	第2節	2.9	(イ)高圧受変電設備 (2)高圧受電盤 e. 定格	50Hzとありますが、60Hzの誤記と判断してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-84	71	第2部 第6章	第2節	2.9	(エ)低圧配電設備 (1)低圧動力主幹盤 3)使用電圧	「220V」と記載されておりますが、汎用性を考慮し「200V」とさせていただいてよろしいでしょうか。	可とします。
2-85	72	第2部 第6章	第2節	2.9	(エ)低圧配電盤 (1)低圧動力主幹盤 5)②	「統括（一元）管理・機能分散制御方式を基本に置いて計画すること」と記載されておりますが、この方式を具体的にご教示いただけませんか。	ご提案ください。
2-86	73	第2部 第6章	第2節	2.9	(オ)動力設備 (1)高圧制御盤 5)③	「停電からの復電時に直ちにインバータ運転が可能なもの」とありますが、停電発生により非常用発電機が立ち上がり施設は停止工程に移行するため、復電しても施設の立上げの方向には至りません。安全面から考慮しても停電による施設停止後の再立上げは、施設を点検し問題がないことを確認してからとなるため、自動的（直ちに）インバータ運転を行うことはないものと考えますがいかがでしょうか。	可とします。
2-87	73	第2部 第6章	第2節	2.9	(オ)動力設備 (2)インバータ制御盤 5)③	No. 2-86と同じです。	可とします。
2-88	74	第2部 第6章	第2節	2.9	(オ)動力設備 (5)現場操作盤	停止スイッチはオフロック付とありますが、押し釦のタイプとして、オルタネイト式を選定する対応でよろしいでしょうか。	実施設計段階で協議します。
2-89	74	第2部 第6章	第2節	2.9	(オ)動力設備 (6)電動機 3)定格電圧	「400V」と記載されておりますが「440V」とさせていただいてよろしいでしょうか。	可とします。
2-90	75	第2部 第6章	第2節	2.9	(カ)非常用電源設備	冷却方式は、冷却効果が高く、コンパクトに配置可能な水冷式をご提案してもよろしいでしょうか。	可とします。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
2-91	75	第2部 第6章	第2節	2.9	(カ)非常用電源設備 (1)非常用発電設備 1)非常用発電機 ③主要項目 b.電気方式	50Hzとありますが、60Hzの誤記と判断してよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-92	75	第2部 第6章	第2節	2.9	(カ)非常用電源設備 (1)非常用発電機 ④特記事項	「非常時に必要と考えられる脱臭設備も負荷対象として計画すること」とありますが、最適非常用発電機容量をご提案するため、脱臭装置はプラント停止後に使用する提案としても宜しいでしょうか。	可とします。
2-93	77	第2部 第6章	第2節	2.9	(ケ)補修用電源	補修用電源として3φ3W 200V、電動工具用電源として1φ100Vと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-94	78	第2部 第6章	第2節	2.10	(ア)基本方針	コンピュータシステムに使用するパソコンについて、汎用パソコンでもよろしいでしょうか。	可とします。
2-95	85	第2部 第6章	第2節	2.11		「温水発生器により得た温水を場内の給湯及び暖房等に使用する」とありますが、熱回収率10%を満足できれば、給湯のみの利用及び供給先についても事業者提案としても宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-96	85	第2部 第6章	第2節	2.11	(3)給湯用温水循環ポンプ	形式は電動機直結型渦巻ポンプのご指定ですが、当社実績の多いラインポンプを採用しても宜しいでしょうか。	可とします。
2-97	85	第2部 第6章	第2節	2.11	(4)予備ボイラ	形式は電気温水式としても宜しいでしょうか。	可とします。
2-98	85	第2部 第6章	第2節	2.12	(ア)プラント用空気圧縮機	空気の供給先がオイルレス空気を必要としないため、シール方式は給油式とし、余分な油分はフィルターで除去する方式を提案しても宜しいでしょうか。	可とします。
2-99	89	第2部 第7章	第1節	1.2	(ウ)焼却部門 (1)炉室 ②エレベーター	「炉室内には垂直動線上の最適な位置にメンテナンス用エレベータを設け」とありますが、メンテナンス用エレベーターの設置は事業者の任意設置と考えて宜しいでしょうか。	要求水準書とおりとします。
2-100	92	第2部 第7章	第1節	1.2	(1)浴室	男女別に設けるとありますが、管理のしやすさからシャワーユニットを必要数設けることをご提案してもよろしいでしょうか。	可とします。
2-101	92	第2部 第7章	第1節	1.2	(2)更衣室	「間仕切りを設け控室として利用」とありますが、控室の広さは、作業員1班程度の人数と考えてよろしいでしょうか。	ご提案ください。
2-102	92	第2部 第7章	第1節	1.2	(サ)運転管理部門 (4)車庫	車庫(カーポート)がありますが、車庫の構造は屋根のみのカーポート形式で可と考えて宜しいでしょうか。 また、公用車等が2台と有りますが、一般乗用車程度のサイズと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-103	93	第2部 第7章	第1節	1.3	管理棟備品	「管理棟・・・なお、机、椅子等必要な備品類は全て準備すること。」と有りますが、仕上表備考欄には一部の備品の記載しかありません。本工事で見込む必要のある備品リスト等をご教示願います。	ご提案ください。
2-104	94	第2部 第7章	第1節	1.5	(3)緑化	「敷地内の緑化により、周辺緑地帯と連続性のある緑化空間の形成に努め」と有りますが、工事対象エリアに対する緑化率や高中低木・地被類の構成割合・壁面緑化の割合等がございましたらご教示願います。	開示できる資料がありません。ご提案ください。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
2-105	94	第2部 第7章	第1節	1.5	(3)地産木材	「地産木材の積極的活用」と有りますが、地産木材の使用率等の基準がございましたご教示願います。	基準はありません。
2-106	95	第2部 第7章	第1節	1.6	(2)見学ルート及び見学者通路	③に動線上の適切な展望スペースを設けるとありますが、施設から南方の街並みを展望できる位置にスペースを設けると考えてよろしいでしょうか。	ご提案ください。
2-107	97	第2部 第7章	第1節	1.7	(5)一般構造 ④内壁 2)	「軽微な部分は原則としてALC造(最低100mm)とする。」と有りますが、事務室等の間仕切り壁は乾式構造(LGS+石膏ボード等)でも可と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-108	101	第2部 第7章	第1節	1.11	外部仕上げ表	工場棟屋根スラブ欄に、「金属製銅版」と記載されていますが、「銅板」の誤記でしょうか。	お見込みのとおりです。
2-109	101	第2部 第7章	第1節		外部仕上表 内部仕上表	「同程度もしくはそれ以上の水準の・・・仕上げを行うものとする。」とありますが、構造的・性能的に問題が無ければ記載の内容以外の提案も可と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-110	101	第2部 第7章	第1節		外部仕上表	工場棟-屋根-スラブ-(プラットホーム・ごみピット)に「金属製銅版(提案可)」有りますが、銅板での屋根葺きではなく金属製銅板の折版屋根と考えて宜しいでしょうか。	金属製銅板です。屋根仕様はご提案ください。
2-111	101	第2部 第7章	第1節		外部仕上表	工場棟-屋根-スラブ-(炉室・灰ガス処理室)にALC版T125と有りますが、折版葺き屋根の提案も可と考えてよろしいでしょうか、またALCの厚みに関して125mm以上ではなく、構造的に問題の無い厚みで可と考えて宜しいでしょうか。	要求水準書とおりとします。
2-112	101	第2部 第7章	第1節		外部仕上表	工場棟-屋根-笠木の仕上げがSUS製と有りますが、アルミ製でも可と考えて宜しいでしょうか。	要求水準書とおりとします。
2-113	104	第2部 第7章	第1節		内部仕上表	見学者通路・ホールに於けるその他項目欄に「両側にステンレス手摺」と有りますが、触感等より抗菌仕様のビニハンドレール手摺でも可と考えて宜しいでしょうか。	手摺り上部は提案可です。
2-114	105	第2部 第7章	第1節		内部仕上表	書庫に於けるその他項目欄に「移動ラック」と有りますが、収納容量をお知らせください。	ご提案ください。
2-115	106	第2部 第7章	第2節	2.1	(1)山留・掘削	「残土は現場内利用とすること」とありますが、盛土などに適さない残土は敷地外処分としてよろしいでしょうか。	No. 2-56をご参照ください。
2-116	106	第2部 第7章	第2節	2.1	(3)造成及び整地工事 ①造成及び整地の範囲	「造成及び整地の範囲」は、添付資料1に記載の赤色実線の工事範囲のみで、リサイクル施設エリアは対象外と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-117	106	第2部 第7章	第2節	2.1	(3)造成及び整地工事	搬入道路について、隣接するリサイクルセンターの供用開始時は路盤までとし、舗装工事完了は本施設完成時でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-118	106	第2部 第7章	第2節	2.1	(3)造成及び整地工事	隣接するリサイクルセンターの現場着工時期は様式15号-1-4に示されている平成30年1月と考えてよろしいでしょうか。	平成30年2月となります。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回答
2-119	106	第2部 第7章	第2節	2.1	(3)造成及び整地工事	「搬入道路は、隣接するリサイクル施設が本工事より早く完成するため、完成時期に留意すること。」とありますが、リサイクル施設の工事期間をご教示願います。	平成30年2月から平成31年3月を予定しています。
2-120	106	第2部 第7章	第2節	2.1	(3)造成及び整地工事 ①造成及び整地の範囲	また、リサイクル施設エリアの造成工事時期とリサイクル施設の建設工事時期をお知らせ下さい。	No. 2-119をご参照ください。
2-121	106	第2部 第7章	第2節	2.1	(3)造成及び整地工事 ①造成及び整地の範囲	新設する進入道路の排水設備には、リサイクル施設エリアの排水を考慮する必要はないものと考えて宜しいでしょうか。必要な場合は設計に必要な排水に関するデータの提供を願います。	リサイクル施設エリアの排水は、現状の雨水配管（別添1）と同程度を想定しておいてください。
2-122	106	第2部 第7章	第2節	2.1	(3)造成及び整地工事 ②雨水排水	「整地後の事業用地の雨水排水は、側溝等で集水し、全て敷地外の側溝へ排水すること。」と有りますが、当該建設敷地内に雨水調整池の設置は不要と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-123	107	第2部 第7章	第2節	2.2	構内排水設備工事	事業用地内に流出抑制のための雨水貯留槽の設置の必要はないでしょうか。	No. 2-122をご参照ください。
2-124	107	第2部 第7章	第2節	2.2	カーポート・駐輪場	カーポート・駐輪場の屋根仕上げについて記載がありませんが、提案によるものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-125	107	第2部 第7章	第2節	2.2	(2)駐車場工事	⑤駐輪場は自転車、バイクそれぞれ何台分程度が駐輪できる大きさとすればよろしいでしょうか。	自転車5台、バイク5台を想定してください。
2-126	107	第2部 第7章	第2節	2.2	(3)構内排水設備工事	「雨水は、可能な限り有効利用するものとし、余剰分は建設予定地の下流域に支障をきたさないように計画する。」と有りますが、構内排水の放流接続点と仕様、条件等がありましたらご教示願います。	別添1をご参照ください。
2-127	107	第2部 第7章	第2節	2.2	(7)フェンス工事	「敷地境界にフェンスを設けること。」と有りますが、添付資料IIに記載の敷地境界線は工事範囲外の部分のところが有ります。フェンスの設置位置は、当該敷地からの転落防止等が必要な緑色エリア(添付資料Iのエネルギー回収型廃棄物処理施設FH=76.0部)の外周囲と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-128	113	第2部 第7章	第5節	5.3	環境情報発信装置 (2)	組合殿で入力する情報とは、予め決められた項目に対する数値等の情報と考えて考えて良いでしょうか。もしくは電光文字スクロール表示板等をお考えでしょうか。	予め決められた項目に対する数値等に加え、電光文字スクロール表示によるものを想定しています。ご提案ください。
2-129	127	第3部 第5章	第2節		要監視基準及び停止基準	運転基準値も要監視基準値と同様提案によるものと考えてよろしいでしょうか。また、その際水銀は連続測定を行う要求水準書とはなっていないためー（ハイフン）とし、設定しないものとしてよろしいでしょうか。	前段はお見込みのとおりです。 後段は各社の判断でご提案ください。
2-130	131	第3部 第8章	第1節		清掃	植栽（草刈）の頻度と範囲についてご教示ください。	運営期間中はFH=76mの範囲（法面含まない）及び搬入道路（法面等含む）とします。 また、設計・施工期間は敷地境界全域（法面等を全て含む）とします。設計・施工期間中の当該費用は建設事業者が運営事業者を支払うものとします。 頻度は、年2回とします。
2-131	添付資料1					電気、電話、上下水道等は本工事とリサイクル施設が県道取合い点から各々引込むのでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回 答
2-132	添付資料1					本施設とリサイクル施設の取合い項目がありましたらご教示願います。	雨水をお見込みください。
2-133	添付資料1					本図のCADデータをご提供願います。	資格審査の合格者に対し、要請に応じ提示します。CD-Rでの提供を予定します。
2-134	添付資料1					工事範囲は北側敷地の法尻にあたりますが、北側敷地からの雨水等の浸入は無い(本工事で排水設備を設ける必要が無い)ものと考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2-135	添付資料2				平成27年度 エネルギー回収型廃 棄物処理施設 整備に伴う地質調査 業務委託 報告書	調査資料や考察等より、古洞や坑道などの存在が明確になっていません。これら古洞や坑道などは無いものとして検討を進めるものと考えて宜しいでしょうか。 何らかの影響を考慮する必要がある場合は、それに必要な資料の提示を願います。	現在提示している資料から推察しご提案ください。
2-136	-	-	-	-	-	気象条件に関する記載がありませんので、提示願います。	気象庁のホームページをご参照ください。 <a href="http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/">http://www.data.jma.go.jp/obd/stats/etrn/</a> 多久市の気象データはありませんので、近接地「佐賀」を参考としてください。

### 3 落札者決定基準に対する質問

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問の内容	回 答
3-1	5	第3章	3		開札及び入札価格の確認	「入札価格の確認のための開札は、『非価格要素の定量化審査終了後』、入札説明書に定めた方法により実施し、……」とあるため、透明性・公平性の観点から、開札時に入札参加者の非価格評価点の発表はありますでしょうか。ご教示願います。	発表を想定しています。

### 4 様式集に対する質問

No.	様式	大項目	中項目	項目名	質問の内容	回 答
4-1	第3号 第6号 他				参加表明書、参加資格確認申請書等の参加資格確認申請の提出書類一式に用いる印鑑について、様式第6号添付書類で提出する使用印鑑届によって届け出る使用印を押印して申請してもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4-2	第3.6.7.8.号				多久市又は小城市の建設工事競争入札参加資格申請において委任行為等により使用印鑑届を提出している場合、各様式の必要個所の押印については使用印鑑届の使用印を押印するものと考えて宜しいでしょうか。またその場合は、印鑑証明書と印影が異なりますので印鑑証明書の添付は不要と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4-3	第6号 [2/3]			建築物の建設を行うもの	「監理技術者の免状の写し等」の提出については、本事業に配置する技術者の免状を提出するものと思われませんが、参加申請から落札者決定までに約半年間あるため、複数名分を提出させて頂き、落札者決定後、提出した技術者の中から選任することは可能でしょうか。	可とします。
4-4	第6号 [3/3]			プラント設備の設計・建設を行うもの	「監理技術者の免状の写し等」の提出については、本事業に配置する技術者の免状を提出するものと思われませんが、参加申請から落札者決定までに約半年間あるため、複数名分を提出させて頂き、落札者決定後、提出した技術者の中から選任することは可能でしょうか。	可とします。
4-5	様式第7号			委任状（代表企業）	代表企業が参加資格要件のすべてを満たし、協力企業を立てず単独で参加する場合は本様式は不要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4-6	第8号			委任状（代理人）	本様式は、代表企業が支店等へ委任行為を行うために提出するものと解釈して宜しいでしょうか。その場合、代表企業（本店）で契約行為を行う場合はこの書式の提出は不要と考えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
4-7	第9号-4			運営を行うもの	様式第9号-4及び添付書類については、参加申請から運營業務開始まで、時間があるため、複数名分を提出させて頂き、落札者決定後に提出した複数の配置予定者の中から選任することは可能でしょうか。	可とします。

### 5 基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）、運營業務委託契約書（案）に対する質問

質問なし